

青森大学研究ブランディング事業推進会議の設置及び運営について

平成28年3月1日

学長裁定

(目的)

1 青森大学研究ブランディング事業推進会議（以下「推進会議」という。）は、学長の指揮統括の下、青森大学の全ての学部が連携協力し、資源を結集して、地域の経済、社会、雇用、文化等の発展により地域社会の再生・活性化を実現することに資する、多面的、総合的な研究の計画的な実施を進めることを目的とする。

(青森大学研究ブランディング事業)

2 推進会議は、「地域とともに生きる大学」である青森大学にふさわしい、全学的な優先課題としての研究テーマ及び研究体制を構築し、「青森大学研究ブランディング事業」として計画的に推進する。

(研究ブランディング事業のテーマ)

3 青森大学研究ブランディング事業のテーマは、文系、理系が揃った青森大学のあらゆる能力を総合的に発揮して推進できるよう、健康長寿社会の構築、少子高齢化への対策、地域コミュニティの再生、市街地の再生や技術革新等による地域経済や観光の活性化、情報通信技術の活用など、地域社会が抱えている課題の解決を目指すものとし、「健康長寿社会を構築し、地域社会の再生・活性化を進めるための大学と地域との連携協力の総合的な推進の在り方に関する研究（仮題）」として、準備を始める。

(サブテーマの設定と研究体制)

4 推進会議は、3に示す研究テーマを進めるため、いくつかのサブテーマの設定と各学部の連携協力による研究体制を整備する。

(推進会議の任務)

5 推進会議は、学長の統括の下、青森大学研究ブランディング事業の企画、研究活動への予算配分、研究活動の点検・評価、研究活動の成果の発信等事業の的確な実施に必要な事項全体を計画的に推進する。

(推進会議の構成)

6 推進会議は、学長、学長補佐全員、全学部長のほか、学長が指名する教職員により構成する。

(研究チームの組織)

7 研究ブランディング事業を実施する教員のチームは、各学部から募り、学長の使命によって組織する。

(配慮事項)

8 研究ブランディング事業の企画、実施等に当たっては、次のような点に十分配慮する。

- ① 研究ブランディング事業は、青森大学として全学的優先課題への研究と位置付ける。
- ② 科学研究費補助金による研究、その他の研究プロジェクト等について一層の充実を図り、連携を強めていくものとする。
- ③ 地域の経済団体、高等学校等との連携協力を一層進めるものとする。
- ④ 地方公共団体等との協力事業を強化し、連携を進めるものとする。
- ⑤ 学生の活動が地域社会に還元され、地域社会を担う人材の育成に資する内容となるように工夫する。

(研究ブランディング事業の事務)

9 研究ブランディング事業の事務は、事務局長及び事務局各課の協力により行う。

(改正)

10 この裁定の改正は、学長が行う。

青森大学個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という）が保有する個人情報の取扱いに関し、その収集、保管、利用について必要事項を定め、本学の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 個人情報とは、次に掲げる者及びそれに関係する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るもののうち、本学が業務上取得又は作成した全ての情報をいう。

(1) 学生（本学の、大学学生、留学生、研究生、科目等履修生など、本学で教育及び研究指導を受ける全ての者）で、教育を受けている者及び教育を受けた者、並びに本学の教育を受けようとする者及び受けようとした者

(2) 教職員（常勤、非常勤を問わず、本学において学生の教育及び研究指導に当たる者及び本学の業務を担当する全ての者）である者及びあった者 (3) 第1号及び第2号に定める構成員であった者の保証人、父母、家族、親族等

2 前項に定める個人情報のうち、当該個人に帰属する情報のほか当該個人に付与された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声等により当該個人を識別できる又は当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することによって識別できるものを含むものとする。

3 第1項に定める個人情報のうち、紙に記入若しくは印刷された情報のほか、コンピュータ等により処理又は保存されているものを含むものとする。

4 保護の対象とする個人情報の項目については、別に定める。

(個人情報保護の適用除外)

第3条 次に掲げる場合は、規程の全ての条項を適用除外とする。

(1) 出版物又は既に報道された個人情報。ただし、特定の対象者に対して配付又は頒布したものを除く。

(2) 法令等により、公にすることが必要な個人情報

(本学の責務)

第4条 本学は、個人情報の収集、保管又は利用にあたり、個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 個人情報を提供する者への周知及び公開
- (2) 本学が雇用する教職員に対する規程並びに規則の遵守の徹底
- (3) 本学に在籍する学生及び教職員に対する個人情報保護にかかる教育並びに指導
- (4) その他、本学が必要と認めた措置

(個人の責務)

第5条 第2条第1項各号に定める者は、本規程及び本規程の関連規則並びに本学の諸規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 前項の定めについて、職務等で知り得た個人情報を収集目的以外に流用、第三者に漏洩又は流出してはならない。
- 3 第2条第1項第1号及び第2号に定める構成員であった者は、過去の在籍中に知り得た個人情報を第三者に漏洩又は流出してはならない。漏洩又は流出により、本学に損害を与えた場合は、然るべき対応をとるものとする。

(個人情報保護委員会の設置)

第6条 本学は、本規程の目的を達成するために、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の規程については、別に定める。

(管理者)

第7条 本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、理事長、理事、学長、本部長並びに所属教職員を監督する学部長、学科長、事務局長、各課長を指す。
- 3 管理者は、所管する業務の範囲における個人情報の収集、保管及び管理並びに個人情報提供者本人からの開示、訂正又は削除の請求に関し、本規程の定めに基づいて適切に処理しなければならない。
- 4 管理者は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会の助言、指導又は勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限及び方法)

第8条 個人情報は、本学の教育研究及び業務に必要な範囲に限定して収集するものとする。

2 個人情報、本人から適正かつ公正な手段によって収集されなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外から収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の規定に基づくとき。
- (3) 出版・報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) その他、個人情報保護委員会又は管理者が本人以外から収集することに相当の理由があると認めるとき。

3 本人からの個人情報の収集にあたっては、本学が定める学則及び就業規則等で規定するものを除き、原則として次の事項について明らかにし、本人の同意を得なければならない。

- (1) 収集の目的
- (2) 用途
- (3) 保有期間

4 個人情報の収集は、思想・信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項の調査を目的として行ってはならない。ただし、次に掲げる各号の一つに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該情報を収集することについて、本人の明示的な同意があるとき。
- (2) 法令の規定に基づくとき。
- (3) 出版・報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(本人の同意の方法)

第9条 本人の同意の方法については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報を記載する所定の紙媒体又は電子媒体の様式に、第8条第3項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
- (2) インターネットを經由して大学ホームページ等から個人情報を収集する場合は、第8条第3項に掲げる事項を明記した上で本人が個人情報を提供した場合は、同意したものとする。
- (3) 本人の同意の方法については、第1号及び第2号の定めを原則とするが、本人の意思により、第1号及び第2号の定めによらず口頭及び電話等での情報提供がなされた場合は本人が同意したものとみなす。

(本人同意の適用除外)

第10条 第8条第3項の定めにかかわらず、次に掲げる各号に該当する場合は、本人の同意を要しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は学生の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 本学に在籍する学生にあつては、学則に規定されるもののほか、教育研究上又は在籍する学校から便宜又は利益を得るために必要な手続き等のために提供する個人情報

(5) 教員が専ら本人に対する教育的活動を遂行するために本人から収集し、本人の利益を不当に侵害しないと認められる個人情報

(利用及び提供の制限)

第11条 管理者及び責任者は、個人情報を収集した目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令の定めがあるとき。

(3) その他、委員会が正当と認めたとき。

(適正管理)

第12条 管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止

(2) 改ざん及び漏洩の防止

(3) 個人情報の正確性及び最新性の維持

(4) 不要となった個人情報の廃棄又は消去

(学外への持ち出し制限)

第13条 個人情報は、原則として学外へ持ち出してはならない。ただし、個人情報を使用する業務を学外に委託するときは、この限りでない。

2 前項の業務委託を行う場合、管理者は、委託業者との間で、所定の様式第1号「個人情報

保護に係る覚書き」を締結しなければならない。

- 3 第1項の定めにかかわらず、教員が授業運営にかかる資料、試験答案、論文、レポートその他の授業運営に必要な資料で、教員が正当な教育活動の遂行に必要な場合は、学外持ち出し制限の適用除外とすることができる。
- 4 前項の場合、教員を当該個人情報にかかる個人情報管理者と見なし、第5条に規定する責務を負わなければならない。ただし、第14条の規定は適用しない。

(収集の届出)

第14条 本学の業務遂行上、新たに個人情報を収集するとき、管理者はあらかじめ所定の様式第2号「個人情報（収集・変更・廃止）届出」を委員会に届け出て承認を得なければならない。なお、委員会に届け出る事項は次の事項である。

- (1) 名称
- (2) 利用目的
- (3) 収集の対象者
- (4) 収集方法
- (5) 記録項目
- (6) 記録の形態
- (7) その他委員会が必要と認めた事項

- 2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するとき管理者は、あらかじめ様式第2号を委員会に届け出て承認を得なければならない。

(個人情報の開示)

第15条 本人は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項明記した所定の様式第3号「自己に関する個人情報（開示・訂正・削除）請求書」を管理者あてに提出するものとする。
- 3 開示の請求があったとき、管理者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、開示しないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 4 個人情報の全部又は一部を開示しないとき管理者は、その理由を所定の様式第4号「自己に関する個人情報開示等可否決定通知書」により本人に通知しなければならない。

(個人情報の開示制限)

第 16 条 個人情報に次に掲げる各号に該当する場合は、本人に対して個人情報を開示しないものとする。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
- (2) 本人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、教育研究又は事務の適正な運営に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 捜査、取締り、調査、訴訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (5) その他、個人情報保護委員会で開示が適当でないと判断したとき。

(個人情報の訂正又は削除)

第 17 条 本人は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めるときは、第 15 条第 2 項に定める手続きに準じて、管理者に対し、その訂正又は削除を所定様式第 3 号により請求することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(苦情受付及び相談窓口の設置)

第 18 条 学生、教職員等に関する個人情報の取扱いに関する苦情及び相談を、適切かつ迅速に行うため相談窓口を設置する。

- 2 前項の相談窓口は次の通りとする。
 - (1) 学生に関する相談窓口は学生課に設置する。
 - (2) 教務に関する相談窓口は教務課に設置する。
 - (3) コンピュータ等の情報に関する相談窓口は情報・IT化委員会に設置する。
 - (4) 図書館等、その他についての相談窓口は関係課・関係委員会・事務室に設置する。
 - (5) 本学との雇用に関する相談窓口は総務課に設置する。

(不服の申立て)

第 19 条 第 15 条及び第 17 条に規定する自己に関する個人情報の開示及び訂正又は削除の請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、

委員会に対し所定の様式第5号「不服申立書」により不服の申立を行うことができる。ただし、不服申立て事項が内容同一の場合、再度の申立てはできない。

2 委員会は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、すみやかに審議、決定し、その結果を所定の様式第6号「不服申立書に対する回答」により本人に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときには、本人又は管理者に対し意見の聴取を行うことができる。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会規程

(目的)

第1条

この規定は、青森大学学則第1条の目的及び社会的使命の達成に向けて、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うこと及び青森大学が公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価審査について、同機構が定める評価基準を満たすために、本学に自己点検評価・認証評価審査対策委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(準備・実施事項)

第2条

委員会は、次の各号に掲げる事項を準備・審議する。

- (1) 点検項目に関すること
- (2) 評価方法に関すること
- (3) 学部間の評価の調整に関すること
- (4) 点検・評価の報告書の取扱いに関すること
- (5) 点検・評価結果の公表に関すること
- (6) その他点検・評価に関すること
- (7) 自己点検評価書などの作成
- (8) 実地調査への準備
- (9) 自己点検評価書・本編の公開
- (10) 理事長から特に指示があった事項

(構成)

第3条

委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長、学部長、学長補佐
- (2) 教務部長、学生部長、図書館長、総合研究所長、国際交流委員会委員長、地域貢献センター長、学習支援センター長及び副センター長、FD委員会委員長、事務局長、事務局次長、教務課長、総務課長、学生課長、入試課長、広報課長
- (3) 法人本部 本部長、本部長補佐、総務部長、総務課長、財務部長、財務課長、出納課長
- (4) 学長が指名する者

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、学長とする。
- 4 副委員長は、学長が命ずる。
- 5 委員会の下に、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(召集と議長)

第4条

委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第5条

委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第6条

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条

委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第8条

委員長は、議事録を作成し、理事長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第9条

委員会の庶務は、事務局が処理する。

附 則

1. この規定は、平成27年4月28日から施行する。
2. 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 青森大学自己点検・評価委員会規定
 - (2) 青森大学認証評価再審査対策委員会規定

青森大学 短期留学生受入れに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森大学外国人学生入学規則第2条に基づく受入れのうち、受入期間が1年以内(以下「短期」という。)の留学生の受入れに関する必要な事項を定めるものとする。ただし、本学の学部と外国の大学の学部若しくは研究科又は短期大学との間の学部間交流協定に基づく学生の受入れについては、各学部の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、短期留学生とは、本学と交流協定を締結している外国の大学若しくは短期大学(以下「協定大学等」という。)から、本学が短期(1年以内)の受入れを行う留学生をいう。

- 2 短期留学生は、当該短期留学生の希望する専攻分野の教育研究を行う学部所属する。

(受入の時期)

第3条 短期留学生の受入時期は原則として9月又は4月とする。

(出願手続き)

第4条 短期留学生として本学での受入れを希望する者は、所定の期日までに、在籍する協定大学等を経て学長に願い出なければならない。

(受入学生の選考)

第5条 短期留学生として受け入れる学生の選考は、入試管理委員会が行う。

- 2 入試管理委員長は、協定大学等及び短期留学希望者の意見を踏まえ、関連する専攻分野の教育研究を行う学部と調整のうえ、所属学部を決定する。

(受入の許可)

第6条 学長は、前条により選考された者のうち、所定の手続きを経た者について受入れを許可する。

(履修単位)

第7条 短期留学生の履修単位は1学期につき10単位以上、年間40単位程度を標準とする。

(成績の評価等)

第8条 履修科目の成績評価は、試験、レポート等に基づき授業担当教員が行う。

- 2 学長は、前項の評価に基づき当該短期留学生に成績証明書を交付する。

(授業料等)

第9条 短期留学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 短期留学生（1年以内）の学費納入については、授業料を半額とし、学友会費及び保険料納入することとする。ただし、協定大学等との協定に基づいた場合は徴収しないことができる。

3 留学期間、宿舍（スチューデントプラザ）経費等については、別に定めるものとする。

(業務)

第10条 短期留学生の受入れに関する業務は各学部において行う。

2 短期留学生の受入についての連絡・調整に関する業務は、関係学部及び協定大学等と連携し、学生課(留学生支援課)において行う。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

青森大学地域貢献委員会規程

(目的・設置)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）学則において本大学の目的として、教育研究、人材育成を通じて、地域社会の向上に資することが掲げられていることに鑑み、本学における地域貢献に関することを審議するため、地域貢献委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域社会と連携して行う教育研究に関すること。
- (2) 産学連携その他地域の団体、企業等と連携して行う教育研究に関すること。
- (3) 高大連携その他高等学校等と連携して行う教育研究に関すること。
- (4) オープンカレッジ、生涯学習講座その他生涯学習活動に関すること。
- (5) 図書館その他大学施設の開放に関すること。
- (6) 社会人特別入試、科目等履修生の受入れその他社会人の受入れに関すること。
- (7) 附属総合研究所が行う地域貢献に資する研究等に関すること。
- (8) 第7条に基づき設置する地域貢献センターに関すること。
- (9) その他本学における地域貢献のための活動に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に挙げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 法人本部長
- (3) 学長補佐
- (4) 学部長、教務部長、学生部長、図書館長
- (5) 附属総合研究所長、オープンカレッジ所長、地域貢献センター長
- (6) 事務局長、教務課長、学生課長、図書館課長
- (7) 各学部から学長が指名する2名以内の教員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、地域貢献センター長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(地域貢献センター)

第7条 委員会の目的を円滑かつ適切に達成するため、青森大学に地域貢献センターを設置する。

- 2 地域貢献センターは、次の業務を行う。

- (1) 青森大学における地域貢献のための活動についての総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 青森大学における地域貢献のための活動についての内外からの相談、問合せ等に応じ、助言し支援すること。

- 3 地域貢献センターに、学長の指名により、センター長及びセンター員若干名を置く。

(事務)

第8条 委員会及び地域貢献センターの事務は、事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に必要な事項は、委員会が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年10月24日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学部長会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第55条の規定に基づき、部長会の運営について必要な事項を定めるもので、全学的に重要かつ調整を必要とする事項について審議し、大学の管理運営を円滑化することを目的とする。

(構成員)

第2条 部長会は、次の各号の者をもって組織する。

- (1) 学長、副学長、学長補佐、学部長
- (2) 教務部長、学生部長、図書館長、総合研究所長、就職部長、地域貢献センター長、オープンカレッジ所長、事務局長
- (3) 必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。

(所掌事項)

第3条 部長会においては、次の事項を審議する。

- (1) 大学運営の基本事項に関すること
- (2) 教育研究環境の整備に関すること
- (3) 学部及び他の機関の連絡調整に関すること
- (4) 全学的な教学マネジメントに関すること
- (5) その他学長が必要と認めた事項

(召集及び議長)

第4条 部長会は、学長が召集し、その議長となる。

- 2 学長が不在のときは、学長があらかじめ指定した者が議長の職務を代行する。

(開催)

第5条 部長会は、定例とする。ただし必要に応じて臨時に開催をすることができる。

- 2 定例部長会は、原則として毎月第4水曜日に開催する。
- 3 臨時部長会は、学長が必要と認めたとき、これを召集する。

(構成員以外の出席)

第6条 学長は、必要があるときは、本法人の理事、評議員及びその他の教職員の出席を求め、その

意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第7条 学長は、部長会の開催の都度、選出された2名の署名捺印した議事録を作成し、保管するとともに、その写しを添えて審議の結果を理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 部長会の庶務は、大学事務局が処理する。

第9条 本規程の改正は、部長会が審議し、学長が理事会に諮るものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学留学生総合支援体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学に留学する学生が安心して学業に励むことができるよう、在学中の各種問題に対して、全学をあげて支援・助言などを行うための体制を明らかにすることを目的とする。

(組織)

第2条 留学生の支援・助言を行うために、本学に留学生総合支援局（以下「支援局」という。）及び留学生支援班（以下「支援班」という。）を置く。

(支援局の構成)

第3条 支援局は次の者で構成する。

- (1) 学長
 - (2) 各学部長（薬学部を除く）
 - (3) 第5条に定める各班長
 - (4) 学長が指名する経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部の専任教員それぞれ1名
 - (5) 学長が指名する事務局職員若干名
 - (6) その他学長が必要に応じて指名する者
- 2 支援局長は学長とし、支援局長に事故あるときは、支援局長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 3 支援局員の任期は2年とする。

(支援局の任務)

第4条 本学の留学生が安心して学業に励むことができるよう、留学生の支援、就職相談活動のあり方について、総合的に審議し、最終決定する。

2 支援局長は、必要に応じて、支援局員及び次条に定める各支援班長に対し班会議、教授会等を開催して、留学生のあり方に関する対策を協議するよう、指示する。

(班の構成と任務)

第5条 支援班は、機能的な運営とするために、次の班を設置して、班会議を開くものとし、その構成員と任務は別表のとおりとする。

- (1) 留学生学業支援班
- (2) 留学生奨学金選考班
- (3) 留学生生活支援班
- (4) 留学生就職支援班
- (5) 留学生交流支援班
- (6) その他必要に応じて設置する班

2 班長は、支援局長が指定する者で班会議の議長を務めるものとし、班長に事故あるときは、あらかじめ班長が指定した者がその職務を代行する。

3 班会議の開催は、支援局長が指示するときはもとより、必要に応じて開催するものとする。

4 班長は、班会議を開催する毎に、議事録を作成する。

5 班員の任期は、1年とする。

(庶務)

第6条 支援局及び支援班の庶務は、大学事務局が行う。

(その他)

第7条 支援局長の指示等により開催した教授会等の結果の取扱いについては、第5条第4項を準用する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 留学生支援委員会は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日より施行する。

別表（第7条第1項・班の構成員と任務）

班名	構成員	任務（班会議での協議事項）	備考
1 留学生学業支援班	班ごとに学長が指名する次の者とする。 （1）経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部 それぞれ1～2名 （2）事務局1名 （3）その他	1 留学生の単位修得、卒業要件などの助言、指導	
2 留学生奨学金選考班		2 留学生の出席状況、単位修得状況の把握と管理	
3 留学生生活支援班		3 その他	
4 留学生就職支援班		1 留学生対象の各種奨学金制度の調査と把握	
5 留学生交流支援班		2 奨学金対象の留学生の選考	
		3 その他	
		1 留学生の在学中の生活安定に必要なアルバイト紹介等の支援	
		2 その他	
		1 日本国内への就職希望学生に対する支援	
		2 その他	
		1 留学生の在学中の学内外の交流等の支援	
		2 その他	

青森大学入学試験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第17条の規定による入学者の選抜を適正に行うため、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(選抜の方法)

第2条 本学への入学志願者の選抜は、調査書、学力検査、小論文、面接その他能力・適性に関する検査等により、推薦入学試験、一般入学試験、AO（アドミッションオフィス）入学試験、大学入試センター試験利用入学試験及び社会人特別入学試験に分けて行う。

(入試管理委員会)

第3条 入学試験の企画及び実施についての統括、並びに選抜方法の調査研究のため、入試管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、次の者をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、他の教職員を委員として加えることができる。

(1) 各学部長

(2) 各学科長

(3) 各学部の入学者選抜委員のうちから各1名
削除

(4) 事務局長及び入試課長

3 管理委員会に委員長を置き、学部長の中から学長がこれを命ずる。

4 第2項第3号の委員は、学長がこれを命ずる。

5 管理委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(入学者選抜委員会)

第4条 入学者選抜の具体的な実施のため、学部ごとに入学者選抜委員会（以下「選抜委員会」という。）を置く。

2 選抜委員会は、次の業務を行う。

(1) 入試要項の作成

(2) 入学許可者の選考基準及び合格予定者の決定

(3) 入試終了後に入試総括書の作成

3 選抜委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 学部長

(2) 学科長

(3) 学部の教授及び准教授のうちから3名

4 選抜委員会に委員長を置き、学部長がこれにあたる。

5 第3項第3号の委員は、学部において選出し、学部長がこれを命ずる。

6 選抜委員の任期は、第3条第5項の規定を準用する。

(専門委員)

第5条 学力検査、小論文の出題及び採点の実施のために、出題専門委員及び採点専門委員を置く。

- 2 専門委員は、管理委員会の推薦により学長が命ずる。
- 3 専門委員の任期は、第3条第5項の規定を準用する。

(合格者の決定)

第6条 選抜委員長は、合格予定者を決定したときは、教授会において審議し、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、合格者を決定するものとする。

(庶務)

第7条 管理委員会及び選抜委員会の庶務は、入試課において処理する。

附 則

1. この規程は、平成9年4月1日から施行する。
2. 青森大学入学者選抜規程（昭和43年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学客員教授及び客員研究員規程

(趣旨)

第1条 本学の教育研究を向上させ、併せて国内外の教育研究機関との学術交流の推進を図るため、本大学に招へいする客員教授及び客員研究員に関する事項を定める。

(資格)

第2条 客員教授及び客員研究員として委嘱できる者は、次のとおりとする。

- (1) 客員教授 大学の教授の経歴を有する者、又はこれと同等以上の業績があると認められる者、並びに専門の学術技能に秀でた者
- (2) 客員研究員 大学の教授、准教授及び講師、又は研究所等の研究員の経歴若しくは同等以上の業績があると認められる者

(委嘱の期間)

第3条 客員教授及び客員研究員の委嘱の期間は、1年以内とする。ただし、1年ごとに更新することができる。

(業務内容)

第4条 客員教授及び客員研究員の業務内容については、学長がその都度これを定める。

(委嘱)

第5条 客員教授及び客員研究員は、理事長が委嘱する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

青森大学名誉教授規程

(趣旨)

第1条 学校教育法第106条の規定に基づく、本大学名誉教授の称号を授与するための基準及び手続きについては、この規程の定めるところによる。

(授与の基準)

第2条 青森大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号は、次の各号の一に該当する者に退職後これを授与するものとする。

- (1) 本大学の学長の経歴を有する者で功績のある者
- (2) 本大学の専任の教授で、准教授又は講師の経歴を含め25年以上の経歴がある者のうち、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (3) 本大学の専任の教授の経歴が10年以上ある者で、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (4) 本学において、教育上又は学術上特に功績が顕著であり、称号を授与することが適当であると認められる者

(手続)

第3条 名誉教授の称号の授与は、学長の推薦により、理事長が決定するものとする。

(称号記)

第4条 名誉教授の称号記は別記様式のとおりとする。

(礼遇)

第5条 名誉教授の称号を授与された者には、本学の重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈等の礼遇をするものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年4月1日施行の規程は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

別紙様式

第 号

称 号 記

殿

本大学名誉教授規程により
青森大学名誉教授の称号を贈る

年 月 日

青森大学長

青森大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 青森大学学則第42条の規定に基づき、青森大学科目等履修生規則を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、青森大学学則第15条に規定する資格を有する者とする。

(入学志願)

第3条 科目等履修生を志願する者は、科目等履修する学年、又は学期の授業の始まる前に、次に掲げる書類に検定料を添えて学長に願出するものとする。

(1) 科目等履修生入学願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 現に官公庁、又は会社等に勤務している者は、その所属長の承諾書

(入学の時期及び期間)

第4条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

2 科目等履修の期間は、その学年又は学期限りとする。

(履修科目)

第5条 科目等履修できる科目は、青森大学学則別表(一)に定める授業科目の中から総計40単位の範囲内とする。

(入学許可)

第6条 第3条の願出があったときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、学長が入学を許可する。

(授業料等の納入)

第7条 科目等履修を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入しなければならない。

(出席)

第8条 科目等履修生は、許可された授業科目に限り出席するものとする。

(単位取得)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合は、本人の願出により、単位取得証明書及び学力に関する証明書を交付する。

(施設の利用)

第10条 科目等履修生は、図書館その他の施設を利用することができる。

(費用)

第11条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は次のとおりとする。

(1) 検定料 15,000円

(2) 入学料 15,000円

(3) 授業料 1単位につき 10,000円

2 科目等履修生が1年を超えて2年以内の期間継続する場合には、2年目の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(退学の願い出)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、事由を付して学長に願い出なければならない。

(学則等の遵守)

第13条 科目等履修生は、本学の学生に準じ青森大学学則その他規程を守らなければならない。

(許可の取り消し)

第14条 科目等履修生がこの規程に違反したとき、又は不適と認めたときは、学長は科目等履修生の許可を取り消すことができる。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 青森大学聴講生に関する規則(昭和43年4月15日施行)は廃止する。

附 則

1 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、平成24年10月24日から施行する。

ただし、施行日現在に在籍する科目等履修生が、平成25年度に継続して科目等履修生となる場合については、平成26年3月31日までの間は、改正前の第11条の規定を適用する。

青森大学外国人学生入学規則

第1条 本学における外国人入学生の入学に関する取扱いはこの規則に定めるところによる。

第2条 本学に入学を志願する外国人は、学校教育法施行規則第150条第1号（外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの）の規定に該当する者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、日本語を理解できるものであること。

2 本学に科目等履修生として入学を志願する者の入学資格は前項によらない。

第3条 入学の時期は原則として4月（春入学）又は9月（秋入学）のいずれかとする。

第4条 外国人学生として入学を志願する者は、次の書類に所定の入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

1. 入学試験願書
2. 履歴書
3. 最終学歴の卒業証明書の公証書並びに各学年成績（原本）
4. 日本政府、または日本政府の承認した外国政府、もしくは日本駐在公館の発行した身分証明書、または推せん状
5. 写真6枚（カラー写真、4cm×3cm、背面に氏名記入）
6. ほかに学長が別に定める書類

第5条 入学志願者に対しては、書類審査、学力検査、面接により選考を行う。

第6条 入学者選抜委員会は、前条の志願者に対して、学力、人物、健康状態及び修学に必要な日本語の能力等についても選考を行い、教授会の審議を経て、学長が入学を許可するものとする。

第7条 入学を許可された者は所定の期日までに入学料を納付し、外国人登録証明書を提示しなければならない。

第8条 外国人学生に対しては、この外、本学学生に関する規定を準用する。

第9条 本規程は、昭和43年4月15日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日より施行する。

青森大学附属総合研究所規則

(設 置)

第1条 この規則は、青森大学学則第58条の規定に基づき設置する青森大学附属総合研究所（以下、「総合研究所」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 総合研究所は、人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な研究を行い、その成果を地域社会に還元し文化の向上と活性化に貢献するために次の事業を行う。

- (1) 地域社会の総合的問題に関する調査研究
- (2) 産・学・官の連携および交流と共同研究の実施
- (3) 調査および研究の成果の公表
- (4) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (5) 調査研究資料の収集、整理および保管
- (6) 総合研究所における図書、刊行物その他資料の公開および利用
- (7) 各種機関からの委託調査研究
- (8) その他総合研究所の目的に合致すると認められる事業

2 第1項に掲げる事業を行うために以下の研究班を置く。

- (1) 産業研究班
- (2) 地域問題研究班
- (3) 学際情報研究班
- (4) 文化・環境研究班

(組 織)

第3条 総合研究所には、所長及び必要に応じて副所長、研究員、客員研究員及び助手を置く。

(所 長)

第4条 総合研究所所長は、総合研究所の活動に関する事項を統轄する。

- 2 総合研究所所長は、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 3 総合研究所所長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(副 所 長)

第5条 総合研究所副所長は、総合研究所長を補佐し、総合研究所所長に事故のあるときは、その職務を代行する。

- 2 総合研究所副所長は、学長が指名する。
- 3 総合研究所副所長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(研究員)

第6条 総合研究所研究員は、青森大学の専任教員（助手を含む。）とする。

- 2 総合研究所研究員は、学長が指名する。
- 3 総合研究所研究員の地位は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 4 総合研究所の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(客員研究員)

第7条 総合研究所には、客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員は、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(運営委員会)

第8条 総合研究所に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、各研究班を含めた総合研究所の組織、運営に関する事項を審議する。
- 3 運営委員会は、総合研究所の所長、規則第9条に定める研究班長及び総合研究所所長が指名する委員若干名をもって構成する。
- 4 運営委員会は、総合研究所所長が招集し、その議長となる。
- 5 総合研究所所長に事故のあるときは、総合研究所所長が指名する者がこれを代行する。

(研究班の構成及び事業)

第9条 各研究班に班長及び班員若干名を置く。

- 2 班長、班員は、学長の承認を得て、総合研究所長が任命する。
- 3 班員の地位は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 4 各研究班の事業は、別表のとおりとし、総合研究所長の指示のもとに行うものとする。

(事務局)

第10条 総合研究所に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局は、各研究班を含めた総合研究所の庶務及び会計事務を担当する。

(会計)

第11条 総合研究所の経費は、青森山田学園の予算、研究補助、委託調査研究費、寄付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 総合研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決 算)

第13条 総合研究所の経費は、別途会計として処理し、毎会計年度終了後、2か月以内に決算報告書を作成し、公表する。

(著作権)

第14条 総合研究所の調査研究等による著作物等に関する権利の帰属または利用については、運営委員会議でこれを決める。

(改 正)

第15条 この規則の改正は、運営委員会議が審議し、学長が行う。

(補 則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 2 青森大学附属産業研究所、青森大学地域問題研究所、青森大学学際情報研究所、青森大学雪国環境研究所及び青森大学考古学研究所に帰属していた財産等は、平成22年4月1日をもって、総合研究所に帰属するものとする。
- 3 青森大学附属産業研究所規則、青森大学地域問題研究所規則、青森大学学際情報研究所規則、青森大学雪国環境研究所規則及び青森大学考古学研究所規則については、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日に一部改正する。

附 則

平成19年4月1日に一部改正する。

附 則

平成22年4月1日に一部改正する。

附 則

平成25年4月1日に一部改正する。

附 則

この規則の改正は、平成27年4月1日に改正する。

別表（第9条の4関係）

研 究 班	事 業
1 産業研究班	① 青森県や東北地方の産業経済に関する調査研究 ② 産・学・官の連携及び共同研究の実施 ③ 研究会、講演会、シンポジウム等の開催 ④ 調査研究資料の収集、整理および保管 ⑤ 各種機関からの委託調査研究 ⑥ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
2 地域問題研究班	① 地域社会に関する調査研究 ② 研究会、講演会等の開催 ③ 地域社会に関する図書及び各種資料の収集、整理、保管 ④ 各種機関からの委託調査研究 ⑤ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
3 学際情報研究班	① 情報技術を用いた学際的研究 ② 学際的研究課題の発掘と研究の支援 ③ 産・学・官の連携及び共同研究の実施 ④ 研究会、講演会等の開催 ⑤ 各種機関からの委託調査研究 ⑥ その他研究班の目的に合致すると認められる事業
4 文化・環境研究班	① 青森の自然及び文化に関する研究調査 ② 産・学・官の連携及び共同研究の実施 ③ 研究会、講演会、シンポジウム等の開催 ④ 青森の自然及び文化に関する資料の収集、整理及び保管 ⑤ その他研究班の目的に合致すると認められる事業

青森大学学生規則

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 本学学生の行為及び学生の学内におけるサークル、集会等については、この規則の定めるところによる。

第2章 誓約書・在学保証人

(誓約書)

第2条 新たに本学学生となる者は、別記様式①の誓約書に署名捺印し、入学手続きのときに学長に提出しなければならない。

(在学保証人)

第3条 新たに本学学生となる者は、その者の本学学生としての行為について責任を負う保証人を定め、当該保証人が署名捺印した別記様式①の在学保証書を入学手続きのとき学長に提出しなければならない。

2. 保証人は、次に定めるもの1名とする。

・父母又はこれに準ずる者

3. 保証人を変更し、又は保証人の住所に変更のあったときは、当該学生は、直ちにその旨を別記様式②により、学長に届け出なければならない。

第3章 学生証

(学生証の所持)

第4条 学生は、学生証を常に所持するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 学生証は、他人に貸与、又は譲渡してはならない。

3. 学生証を所持しない者については、教室、研究室、図書館等本学施設の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

第5条 学生証は、入学年の学期初めに交付し、卒業まで有効とする。

2. 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

3. 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返納しなければならない。

第4章 服装・健康診断

(服装)

第6条 学生は本学学生としての品位を汚すことがないように、常にその服装に留意しなければならない。

(健康診断)

第7条 学生は、大学が行う健康診断を受診しなければならない。

2. 学生は、健康診断の結果、大学が行う健康上の指示に従わなければならない。

第5章 サークル

(設立の許可)

第8条 学生が学内においてサークルを設立しようとするときは、別記様式③の学生サークル設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 前項のサークル設立にあたっては、原則として、本学の教授・准教授及び講師のうちから顧問教員を定めなければならない。

(許可の期限)

第9条 前条第1項に規定する許可の有効期限は当該サークルが許可を受けた日の属する学年の末日までとする。

ただし、あらかじめ別記様式④の学年サークル更新願を学長に提出したものについては1年ごとに更新を認めることができる。

(事業等の報告)

第10条 サークルは、毎年3月末日までに別記様式⑤の事業報告書を学長に提出しなければならない。

2. サークルは、毎年5月末日までに新生に係わる構成員の名簿を学長に提出しなければならない。

(目的等の変更及び解散の届出)

第11条 サークルがサークルの目的、組織その他第8条に規定する学生サークル設立願の記載事項を変更しようとするときは、別記様式⑥の学生サークル規約等変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. サークルを解散しようとするときは、別記様式⑦の学生サークル解散届を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入)

第12条 サークルが学外のサークルに加入しようとするときは、あらかじめ別記様式⑧の学外団体加入願に第8条第2項に規定する顧問教員の署名捺印を受け、当該学外サークルの規約を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(サークル活動の制限)

第13条 サークルは学内において特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教活動を行ってはならない。

(活動の停止又は解散)

第14条 サークルが次の各号の一に該当するときは、学長は当該サークルの活動を停止又解散を命ずることがある。

- (1) 学則又は諸規則に違反した活動を行ったとき。
- (2) サークル活動中に事故が発生する等、団体の運営が円滑に行われなかったとき。
- (3) サークル構成員が不祥事に関係し、それがサークル活動に密接な関連のあったとき。
- (4) 長期にわたってサークル活動が行われなかったとき、又は事業報告書が提出されなかったとき。

第6章 集会等

(開催の許可)

第15条 学生又は学生のサークルが、学内において集会（集団示威行動を含む。以下同じ）を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、別記様式⑨の学生集会願を開催10日前（休日は期間に算入しない）までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 前項の学生集会願を提出しようとするときは、あらかじめ当該集会を開催しようとする場所の使用について、当該場所の管理者の承認を得なければならない。

(集会の制限)

第16条 学生又は学生のサークルは、学内において特定の政党又は宗教サークルに係る活動を目的とする集会を開催することができない。

(留意事項)

第17条 学生又は学生サークルが、学内において集会を開催するときは、教職員の指示に従うとともに大学の教育研究に支障を生じさせ、若しくは大学の施設設備・環境を損なうことがないようにしなければならない。

(集会の報告)

第18条 集会の責任者は、集会の終了後、直ちにその状況等を学長に報告しなければならない。

らない。

(集会の禁止又は解散)

第19条 集会の責任者又は参加者が、学則又は諸規則に違反した行為を行い、若しくは大学の指示に応じないときは、学長はその集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることがある。

(募金・販売等)

第20条 学生又は学生のサークルが、学内において募金・販売等金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、第15条から前条までの規定を準用する。

第7章 文書等の掲示・配布・拡声器の利用

(掲示の許可)

第21条 学生又は学生のサークルが、学内において文書、ポスター、立看板等(以下「文書等」という。)を掲示しようとするときは、別記様式⑩の文書等掲示、配布願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2. 学長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示承認印を押印する。

(掲示の制限)

第22条 学生又は学生のサークルは、学内において特定の政党又は宗教サークルに係わる活動を目的とし、若しくは他人の名誉を傷つけることを目的とする文書等を掲示することができない。

(氏名等の明記)

第23条 文書等には、当該文書等を掲示しようとする者がサークルであるときはサークル名、その他のものであるときは掲示責任者の氏名及びその者が所属する学年・学籍番号等を明記しなければならない。

(文書等の大きさ等)

第24条 文書は、80cm×110cm以下とする。ただし特別に許可したものについてはこの限りでない。

2. 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示しなければならない。ただし特別に許可したものについてはこの限りでない。

3. 同一の掲示板には同一の目的の文書等を2枚以上同時に掲示してはならない。

4. 掲示の期間は、原則として2週間以内とする。

5. 掲示の期間を経過した文書等は、当該文書等に係る掲示責任者が直ちに撤去しなければならない。

(留意事項)

第25条 学生又は学生のサークルが、学内において文書等を掲示しようとするときは第17条の規定を準用する。

(掲示文書等の撤去)

第26条 第21条第1項及び第24条第5項までの規定に違反して掲示された文書等は、当該文書等が掲示された場所の管理者が撤去する。

(文書等の配布)

第27条 学生又は学生のサークルが学内において文書、図書、その他の物品を配布しようとするときは第17条、第21条第1項、第22条及び第23条の規定を準用する。
2. 前項の規定に違反する配布物は、学長がその配布を禁止することがある。

(拡声器の使用)

第28条 学生又は学生のサークルが学内において拡声器を使用しようとするときは、別記様式⑩拡声器使用願を提出し、その許可を受けなければならない。
2. 第17条及び第22条の規定は拡声器の使用について準用する。

第8章 諸設備・施設の利用

(設備の使用)

第29条 学生又は学生のサークルが、学内において設備を使用しようとするときは、別記様式⑫の設備使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
2. 第17条及び第22条の規定は設備の使用について準用する。

(諸施設の利用)

第30条 学生又は学生のサークルが諸施設を利用しようとするときは、当該施設の利用に係る規則の定めるところに従わなければならない。

附 則

1. この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

1. この規則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式①

年 月 日

青 森 大 学
学 長 殿

誓 約 書

このたび青森大学入学にあたり学則その他の諸規程を守り、学生の本分をつくすことを誓います。

入 学 者	本籍	〒		
	現住所	〒		
	電話番号	Tel	—	—
	学部学科	学部		学科
	フリガナ 本人氏名	受験番号 () (西暦) 年 月 日生		印

※ 現住所は現在お住まいの住所を記入してください。

上記の、青森大学入学にあたり、在学中保証人となり本人の身上に関するにつき、いっさいの責任を負うことを誓約いたします。

保 証 人 (保護者等)	現住所	〒		
	電話番号	Tel	—	—
	フリガナ 氏名	(西暦) 年 月 日生		印
	勤務先			入学者 との関係

保証人変更届

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

学 部

学籍番号

番

氏 名

印

上記の者下記の通り保証人を変更しましたのでお届けします。

記

新保証人

本 籍

現 住 所

職 業

学生との関係

生 年 月 日

旧保証人住所

氏 名

変更の理由

新保証人氏名

印

サークル設立願

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

責任者

学籍番号

番

氏名

印

下記の通りサークルを設立したいのでご許可下さるようお願いいたします。

記

1. サークルの名称
2. 設立年月日
3. 目的
4. 規約 (別紙)
5. サークル員名簿 (別紙)
6. 備考

サークル更新願

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

責任者

学籍番号

番

氏名

印

下記の通りサークルを更新したいのでご許可下さるようお願いします。

記

1. サークルの名称
2. 更新年月日
3. 目的
4. 規約 (別紙)
5. サークル員名簿 (別紙)
6. 備考

別記様式⑤

年 月 日

青森大学学長 殿

サークル事業報告書

サークル名		責任者名	印	主将等名	印
				期間	
<p>○予算・決算書を添付する事</p> <p>○試合状況・結果等を簡明に記入の事</p>					

サークル規約等変更願

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

責任者

学籍番号

番

氏名

印

下記の通り

を変更したいのでご許可下さるようお願いいたします。

記

1. サークルの名称
2. 設立年月日
3. 目的
4. 規約 (別紙：新旧規約及び新旧対照表を添付する事)
5. サークル員名簿 (別紙)
6. 備考

別記様式⑦

サークル解散届

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

責任者

学籍番号

番

氏 名

印

下記の通りサークルを解散しましたのでお届けします。

記

1. サークルの名称
2. 解散年月日
3. 解散事由

学 外 団 体 加 入 願

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

サークル名

責 任 者

学 籍 番 号

番

氏 名

印

顧問教員名

印

下記の学外団体に加入したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 学 外 団 体 名 称
2. 加 入 年 月 日
3. 加 入 目 的
4. 学 外 団 体 規 約 (別紙)
5. 学 外 団 体 役 員 名 簿 (別紙)
6. 備 考

学 生 集 会 願

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

責任者氏名

印

所属サークル

下記の通り集会を開催したいので、許可くださるようお願い致します。

記

1. 集会（又は行事）名称

2. 日 時 自 月 日 時 分

3. 場 所 至 月 日 時 分

4. 目的・議題

5. 予定人員

文書等掲示・配布願

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

責任者

学籍番号

番

氏名

印

下記の通り出版物、印刷物を学内（但し教室を除く）で配布又は掲示したいので許可
くださるようお願いします。

記

1. サークル名称

2. 別紙添付物

3. 掲 示 期 間 年 月 日迄

拡声器使用願

教務・学生課	総務課

年 月 日

青森大学学長

殿

責任者

学籍番号

番

氏名

印

下記の通り拡声器を使用したいので許可くださるようお願いします。

記

1. サークル又は集会の名称
2. 使用目的
3. 使用日時 年 月 日 時から 時まで
4. 使用場所
5. その他

別記様式⑫

青森大学学長 殿				
設備使用許可願				
年 月 日				
年 月 日 曜日 時 分より				
年 月 日 曜日 時 分まで				
一定期間継続して 使用又は一定の曜 日使用する。				
使 用 設 備	第一 希望		第二 希望	
サ ー ク ル 名				
使 用 目 的				
担 当 教 員 氏 名	印			
責 任 学 生 氏 名	印 名			
(備考)				